

『大和物語』成立試論

— 『後撰集』との関わりを通して —

妹 尾 好 信

一、『大和物語』と『後撰集』の共通歌

『大和物語』の成立時期については議論のあるところであるが、十世紀中頃から後半にかけて、すなわち村上朝から円融朝に至る頃の成立であることはまず間違いない。

この時代は、和歌が宮廷社会に遍満し、貴族たちの日常の風雅として『万葉集』の時代にも似た盛行をみるに至った^(注)時代である。屏風歌の詠進や種々の形の歌合が頻繁に行なわれ、私家集も盛んに編まれた。そうした中で、和歌が「貴族の日常生活の細部に拡散」したことによる歌語りの流行を反映して、日常的な贈答歌や歌語りの性格の強い和歌を多く載せた勅撰集『後撰集』が編纂された。巷間の歌語りの集成的性格を持つ歌物語である『大和物語』もこのような時代状況の下で生み出されたのである。言うなれば『後撰集』と『大和物語』は歌語りの時代の二大産物ということになる。片や『古今集』に範を仰ぐ勅撰和歌集、片や『伊勢物語』の流れを汲む歌物語と、様式も違えば制作意図も異にするけれども、両者ともに当時流行の歌語りの記録であるという点で共通した性格を有しているのである。

狭い宮廷社会に行なわれていた歌語りをほぼ同時代に採録したの

であるから、両者に同一の歌語りが共通して載せられていても自然ではないであろう。実際、両書には、歌数にして三十三首、『大和物語』の章段数にして二十四章段にわたって共通歌が見出されるのである。

ところが、それらの共通歌を比較検討してみると、両者の間には、歌句の相違、詠歌事情の相違、贈歌や返歌の有無、詠者や他の人物の実名記載の有無など、一致しない点が多く、全く同一の歌語りであると認められるものはほとんどないのである。柿本契氏は両者の伝えを比較されてそれぞれの所伝情況について評価を下しておられるが、そこで氏が「同様の伝え」と認められたものは『大和物語』第一一九段と第一六八段のわずか二例に過ぎない。しかも、その二例も、前者は返歌の有無に相違があり、後者は詠歌事情記載の有無に相違がある。したがって、歌語りとして両者全く同一の伝えであると断言できるものは一例もないと言ってよいのである。これはいささか不思議な現象ではなからうか。

他に例を見ない程の歌語り流行の時代であってみれば、ひとつの和歌や贈答歌をめぐって幾通りもの歌語りが派生してそれぞれが世に流布することがあったであろうことは十分想像できるけれども、多数にわたる共通歌において両書が悉く何らかの点で異なる形の歌

語りを採録していることには何か特別の意識が働いているとしか考
えられないのではないか。例えば『大和物語』の作者が意識的に
『後撰集』に採録された伝えと一致しない伝えを採用したというよ
うな。阿部俊子氏は、両者の共通語を眺めたくうえて「両者に親子関
係はないが、きはめて近い資料によつてそれぞれの立場で記載され
たものと見られる」と言われたが、氏の言われる「それぞれの立
場」というのが、相手を特別に意識した、相手の伝えを睨んだ上での
立場であつたことも考えられるのである。

ところで、両書の共通語の比較によつてもうひとつの事実が確認
できる。それは『後撰集』の記載よりも『大和物語』の記載の方が
歌語りとしてより興味深く効果的であるということである。例えば
和歌の詠者を含む登場人物の実名記載が『後撰集』に比べて『大和
物語』は断然多い。『後撰集』が詠み人知らずとする歌を『大和物
語』が詠者名を明記するものが六例、詠者以外の詞書中の人物で
『後撰集』が名を伏せるものを『大和物語』が明らかにするものが
五例ある。そしてその逆のケースはない。具体的人名を明らかにす
るといふことは、事実としての信憑性はともかくとして、その人物
にまつわる他のエピソードや巷間に知られたその人の人物像などと
絡み合つて、享受者に対して歌語りとしてのイメージの世界を広げ
る効果を挙げるであらう。そもそも『伊勢物語』や『平中物語』が
努めて登場人物を「男」「女」と称して実名を明記しない傾向が強
いのに対し、『大和物語』は登場人物の具体的人名を明記すること
を原則としているという点が、『大和物語』をより純粹な歌語りの
集成であると規定する重要な要因とされるのである。つまり、実名
表記こそ『大和物語』の歌語りの集成たる所以なのである。また、

詠歌事情の相違するものについても、概ね『大和物語』の伝えの方
が『後撰集』の伝えよりも歌語りとして興味深い。

以上の二点をつらつら考えると、『大和物語』作者が『後撰集』
に採録された伝えを睨みつつ、より歌語りとして興味深い伝えを捜
し出したり、あるいは歌語りとしてより効果的な形に改変したりし
て採録したのではないかという気がしてくる。『大和物語』という相
当な分量の歌語りの集成を作成するに際して、既存の『後撰集』を
意識して（あるいはそれに対抗して）、共通歌を採録する場合には
同一の伝えを採用することをことさら排して、より歌語りとして
効果的な形の伝えを採録したというような事情が想像されるので
ある。もちろんそのためには『大和物語』の成立は『後撰集』より
も後のことでなければならぬが、もしそうであるならば十分考え
られうることであらう。

二、『大和物語』の成立年代

始めに記したように『大和物語』の成立年代に関しては早くから
議論があつた。古くは平安末期、藤原清輔が『袋草紙』上巻に「先
朱雀院御時天曆始事敷」と記しているのに始まり、近世に入つて、北
村季吟は『大和物語抄』第一巻に「清慎公ホトトギス小野宮ミコノミヤを大官オホノミヤを此ものか
たりにいまのひたりのおとゞと侍り。是も天慶年中に左府に任し給
へるよし成ければいかさまにも此比出来たりといはんにつきなきに
は侍しかし」と言ひ、また賀茂真淵は『大和物語直解』に「又これ
かける人のみづからよみつらんと見ゆる歌の有に、其歌ども円融・
花山・一条のはじめつかたの御時までの、てぶりとこそそみゆれ」と
反論した。これに対し、井上文雄の『冠注大和物語』は「はやう天

曆の比、何人か書さしおけるを、花山の院の寛和・永延の頃の人また所々書加へなどしたる物なるべし。文章のさま、ことばづかひの時代を思ふに、必一人の手に出たる物にあらず」と、増補成長説を唱えた由である。^(注11)

近代に入つても、井上寛蔵・栗島山之介、藤岡作太郎、池田龜鑑、広橋一男、鈴木知太郎らの諸氏によつて見解が提出されたが、いずれも近世の諸注のいづれかにほぼ等しく、ここまでは大きく分けて十世紀中葉の天曆年間頃とする説と、後期の円融朝以降とする説とが対立する形となつており、いづれの説も大まかな年代推定であるに過ぎなかつた。

そうして、昭和二九年、阿部俊子氏が『校本大和物語とその研究』において、天曆五年（九五一）成立説を提唱され、以後、学界の大勢は氏の説に従ふことになつた。阿部氏は『大和物語』に登場する帝の表記を検討され、「村上天皇の御代に規準をおいてみると、『村上天皇は『今の帝』、朱雀院は天曆六年八月十五日までは『院』、それ以後は『故院』、醍醐天皇は『先帝』』と言つて、はつきり区別をつけることが出来る。それで帝の表記からは村上天皇の御代としても矛盾は生じない」とされ、さらに登場人物の呼称や官位表記を精査された結果、「天曆五年を成立の年としてみると、たつた一箇所の『故後の宮』の記述以外は、あらゆる人物の官位書等に矛盾が生じない」事実を発見され、それを踏まえて、ほぼ現存本に近い形の『大和物語』が天曆五年に成立したとの結論を得られたのである。以後この説はほぼ学界の定説化した感があり、^(注12)迫徹明氏など「阿部説が動くことは当分ないと考えられる」とさえ言われるほどである。

しかしながら、阿部説に対する反論もなかつたわけではない。そ

れどころか、阿部氏による人物考証を再検討することなどによつて氏の天曆五年成立説を相当引き下げるべきだとする主張も根強く行なわれているのである。否、最近になってはむしろ円融朝以降成立説の方が主流になりつつあるような感さえいふとは言えないようだ。

代表的な意見として、増淵勝一氏の説がある。氏は、阿部説に対して「登場人物の呼称が一時点に集中しているからといって、必ずしもそれが執筆年時を表わすとは限らない」と批判され、天曆五年成立説を採つた場合に生じる矛盾と錯誤の例を列挙された。^(注12)すなわち、(1)第九六段において、承平五年（九三五）二月以来左衛門督であつた実頼を右衛門督と誤記していること、(2)第一段において、天曆四年（九五〇）に没した源清蔭の北の方である醍醐皇女留子内親王のことを「亭子の院の若君」と記し、宇多皇女と誤記していること、(3)第八段において、天慶六年（九四三）に薨じた兵部卿元良親王を「中務の宮」と誤記していること、(4)第七二段において、延長八年（九三〇）薨じた敦慶親王のもとに当時四、五歳であつたと考えられる平兼盛が訪れているとする事実誤認、(5)第一二〇段において、三条右大臣の女御能子が実頼と結婚後「種みな広がり給」うて頼む蔭が多くなつたと記されるが、実頼の子孫が栄え始めるのは実頼薨後の天禄二、三年（九七一―二）頃からであること、(6)第一八段において、康保四年（九六七）三月に薨じた敦実親王を諸本すべて「故式部卿宮」と記していること、の六つの根拠を挙げられ、「こうした錯誤は、いずれも現存『大和物語』の成立を天曆五年（九五一）とする以上、殆ど考えられぬミスといわねばならない」と主張されたのである。

さらに、第一段に天曆八年（九五四）一月没の穩子を「故后宮」と記し、第一七一段に同七年（九五三）九月に中納言に任ぜられた源庶明を「広幡の中納言」と記していることも加えられて、『大和物語』の成立の上限を「敦実親王の薨ぜられた康保四年（九六七）三月以降」、また「実頼室能子の卒した康保元年（九六四）四月

ないしは実頼二男頼忠が正三位右大臣に任ぜられた天禄二年（九七一）十一月以降」と想定された。そして、これに第一七三段の「よもぎ生ひて荒れたるやどをうぐひすの人來となくや誰とかまたん」の歌が『蜻蛉日記』天禄二年六月の鳴滝參籠中の記事に、また第四三段の惠秀の「なにはばかり深くもあらずよのつねの比叡を外山とみるばかりなり」という歌が同書^(注13)の天延二年二月の条に引かれているとする契沖の説と第八九段の修理の君の歌「いかでなを網代の氷魚にこととはむ何によりてか我をとほぬと」がやはり同書の天曆十年冬の条に引かれているとする広橋一男説^(注13)によって、『大和物語』成立の下限が『蜻蛉日記』の成立以前であることを考え合わせ、日記の成立を天元五年（九八二）前後とする岡一男説を踏まえて、『大和物語』の成立は「康保末年（九六七―八）ないしは円融朝天禄初年（九七〇―一）以降、天元五年（九八二）頃以前のほぼ十四、五年の間」であろうと唱えられた。

そして、岡一男氏の説などを援用してさらに論拠をつけ加え、最終的に「現存『大和物語』は、本物語の登場人物の官職位が揃えられておる村上朝天曆五年（九五一）を去ること約一世代後の、円融朝貞元頃（九七六―七）の成立なのであって、真淵以来の円融朝（以降）成立説に見るべきものがあるといえよう」と結論された。氏の示された論拠のすべてについてにわかに賛同することは躊躇されぬ

訳ではないが、聞くべき意見が多く、概ね従つてよい主張であると思われる。

増淵氏とは別に、昭和五六年になって『大和物語』の最も新しく最も詳しい注釈を世に出された柿本契氏は、『大和物語』各段の事件年次と形成年次（記述された年次）を個別に詳細緻密に検討された結果、「本物語が現在見るが如き形に成立したのは康保四年以後何程か経った時としなくてはならないだろう」と結論された。

このような見解を吟味することによって、私は、『大和物語』の成立は天禄・天延から貞元年間（九七〇―九七七）に至る間であると考えてよいように思う。そう考えると天曆五年成立説を採ったとき^(注14)に起る内部徴証による矛盾は一応排除される。逆に増淵氏や柿本氏の綿密な考証に逐一反論を加えることはとうていできそうになのである。したがって『大和物語』成立時には当然『後撰集』は世に存在しており、先に述べたような対『後撰集』意識の認定も可能であると思われる。

ただし、そのように成立年代を引き下げるとなると、何故『大和物語』の登場人物の呼称や官位の記載は二十年も遡る天曆五年に規準を設定しているのかということが問題になるであろう。いくつかの徴証によって成立年代を円融朝初期にまで引き下げることができても、依然として阿部氏が指摘された通りほとんどの章段があたかも天曆五年の時点で記述されたかのごとく呼称や官位の表記がなされていることは動かぬ事実なのである。増淵氏が言われるように、氏の指摘された徴証は「天曆五年を物語の時所位の最下限に設定していた作者が、たまたまおかしなケアレ・ミスと見なすべきであろう」とでも考えられるであろうが、何故わざわざそれほど昔の時

代に設定しなければならなかったかという問題に解答が与えられねばならない筈である。これに関して増淵氏は、岡一男氏の説を承けて、当時の物語の古物語めかすという風潮によるものだろうと考えておられるようであるが、たとえそうだとしても、何もことさら天曆五年である必然性はないであろう。基準設定のなされた年次が他ならぬ天曆五年ということに何らかの意味を見出す必要があるかと思われるのである。

三、天曆五年基準説の意味するもの

天曆五年という年は、文学史上極めて重要な年である。周知のごとく、この年は村上天皇の勅命により、後宮の梨壺に和歌所が設置され、藤原伊尹を別当に、源順・清原元輔・大中臣能宣・紀時文・坂上望城のいわゆる梨壺の五人を寄人として、『万葉集』の解説および二番目の勅撰集である『後撰集』の撰集が開始された年なのである。『大和物語』の人物呼称がことさらこの年に規準を設定しているということになると、ここにも『大和物語』と『後撰集』との間に何か特殊な関係がありそうに思われてくる。ともに当時世に行なわれていた歌語りを主たる素材にしたと考えられ、両書には共通する和歌も少なくない。しかも前述の如く、特に『後撰集』の採録する伝えと何らかの形で相違点を持つ歌語りを『大和物語』が採録している。このような事実を考え合わせると、次のような想像が可能であろう。

すなわち、『大和物語』制作の資料として『後撰集』編纂の際に収集された和歌資料類が用いられたのではないか。そして『大和物語』は『後撰集』には採用されなかった歌語りを中心に採録したのであるが、採用されたものと共通の和歌に関しても、撰集の際

に没になった異伝資料を積極的に採り入れたのではないかということである。山口博氏は、『後撰集』撰集のための役所である和歌所が後宮の中に置かれ、女房たちの局に近かったため女房社会を中心に流行していた歌語りが集積しやすい環境にあったことを指摘されている。その情報量の多さから、同じ歌に関しても幾通りもの歌語りが採取されたであろう。山口氏は「天曆後宮社会に、いかに多数の古歌や、それに伴う歌語りが温存され、女房たちが関心を持っていたか」を具体例を示して説かれ、「このような後宮に設けられた和歌所には、多くの人によって多くの歌語りが持ち込まれたに違いない」と述べられた。そして「後撰集と他の歌集や物語との重複歌を比較すると、いかに多くの歌が異伝を伴っているかに驚かされる」ことにより、ひとつの歌が幾通りにも伝えられている事実を重視するべきだと言われているが、まさにその通りであろう。さらに氏は「和歌所は、いわば多くの歌語りの集積地であり、後撰集の撰集は、これら歌語りに人々の関心をひきつけ、収集させる契機となったのである。大和物語もその影響を受けての成立ではないか」とまで言われているのである。

『大和物語』についての言及はそれで留められているが、これは実に示唆に富む着想だと思われる。『大和物語』の作者は『後撰集』撰集の際に和歌所に集められた歌語り資料の中から、その時採用されなかった異伝資料や『後撰集』に載せきれなかった他の数々の歌語りを選んで『大和物語』制作の中心的な素材にしたのではないか。当然その時集められた資料における人物の呼称は天曆五年現在が規準になっている筈である。

そうすると、『大和物語』作者は、何故二十年も後になってわざわざ『後撰集』編纂時に集められた資料を掘り出し、しかも『大和

『物語』に採り入れるに際して登場人物の官位表記等をその後の推移によって改変することをせず、あえて依拠資料のままに残したのかということが疑問である。そのことについてはいずれ解答を見出さなければならぬが、紙数の都合もあるので続稿に譲ることにし、その前に本稿では、もし『大和物語』の作者が『後撰集』撰集の際に和歌所に集められた和歌資料を素材として用いたとするなら、そういうことができるのはいったい如何なる人物であるかということについて考察を進めよう。

単刀直入に言つて、和歌所に集められた資料、しかも撰集の際に採用されなかつた資料まで二十年間も大切に保管することのできる人物と言へば、まず直接撰集にあつた梨壺の五人のメンバー自身か、あるいは彼らに極めて近い関係にある人物ということになるであろう。『大和物語』の作者は梨壺の五人の周辺に求められるのではないか。論はおのずと作者想定に向かつていくのである。

四、『後撰集』および『大和物語』に

おける梨壺の五人

『大和物語』の作者を梨壺の五人の周辺に求めるに際して、今一度『後撰集』と『大和物語』とを比べ眺めてみると、両書に共通するひとつの事実が気がつくであろう。それは、両書ともに梨壺の五人が一人としてその名を見せないということである。当代の有名歌人であつてその撰者でもある梨壺の五人の歌が『後撰集』に一首も採られていない（ただし、詠み人知らずとする歌が『元輔集』および『能宣集』に見えることから、撰者詠の有無については議論があるが、少なくとも彼らの名を付して採られている歌はない）ことは周知の事実である。そして、同時代の歌人たちが多数登場する『大

和物語』にもやはり五人は登場しないのである。しかも、同じく当代の有名歌人の一人であり、撰者たちとも親交のあつた人物に平兼盛がいるが、彼の歌は『後撰集』に二首採られており（3・579）、『大和物語』にもやはり彼は登場して詠歌を載せている。この兼盛の扱いについてはなお複雑微妙な背景が想像され、これも別稿を用意して論じる必要があるが、それはともかく、この事実からますます『後撰集』と『大和物語』の素材的な近さ、あるいは編集方針の類似が窺われるであろう。ことによると、『後撰集』に五人の歌を採らなかつたことと何か共通する意識に基づいて『大和物語』にも彼らを登場させなかつたのではないか。そう考えると『大和物語』の制作には梨壺の五人自身が直接関与している疑いが強くなるであろう。

高橋正治氏は「大和物語作者は、歌に關しては博識の人の多い中にあつてもさらに博識な人であつた」と言われているが、円融朝初年頃におけるそのような人物としては、まず梨壺の五人のメンバーの名前が挙げられよう。当時は彼らが歌壇において最も活躍していた時代と言つてよいのである。上述のごとき『後撰集』との特殊な関係から考へて、彼らのうちのいずれかの人物を『大和物語』の作者に想定するのが最もふさわしいであろうと思われるのである。

さて、それでは梨壺の五人を『大和物語』の作者に想定するにあたり、何故両書に彼ら五人を登場させたり和歌を入集したりしなかつたのかということについて少々考へておこう。『後撰集』に何故撰者詠を採らなかつたかという議論について、私なりの意見を述べてみようと思うわけである。

『後撰集』に撰者詠が一首もないことに關しての諸先学の見解の

主なものを眺めてみると、早く藤岡作太郎氏は「梨壺の五人は和歌所に集まりて、遠くは万葉を訓釈し、近くは古今に漏れたるを拾う、篤く前代を信仰すれば、己らの作を先哲と並べ載するを憚りて、一首も後撰には収めざりしなるべし」と述べられ、『万葉集』や『古今集』時代を尊崇するあまり、自分たちの歌を載せるのを遠慮したためであるとされた。以後、『後撰集』撰者たちは作歌技倆が貫之ら『古今集』撰者に比べて劣っていることを自覚していたために自作詠を採歌しなかったのだろうという説はしばしば唱えられた。この説に関連して、佐藤高明氏は、『後撰集』撰進当時、撰者たちはいまだ実作者としての業績はほとんどなく、採録するに足る秀歌を有していなかったためであろうと述べられている。

他に、撰者詠がないのは『後撰集』が未定稿であるからだとする説もある(例えば谷鼎氏²²など)。片桐洋一氏も、現存『後撰集』は未定稿であるとの立場に立たれるが、さらに、撰者元輔の歌が名を伏せて採られていること、及び当代の有名歌人である忠見や兼盛の歌もごく少数しか採られていない(氏は忠見は一首、兼盛は実名ではゼロ、名を伏せて四首採られているとされる)ことなどから、『後撰集』は「撰者を含めた当代専門歌人の歌は、表立って、採らぬ方針」(傍点片桐氏)であったと考えられ、「この大方針は専門歌人の名を表わさぬことを第一目的として生じたものではなく、専門歌人の業とする屏風歌などの公の歌、暗の歌の類を採らぬという根本方針によって、いわば結果的に惹起されたものであった」と述べられた。また、やはり未定稿説をとられる村瀬敏夫氏は「彼らの歌を一首も採らなかつたのも、羅纂者としての純粹を守るといふよりは、当時存命の後撰入集者で、廷臣として彼らより卑官の者

は、壬生忠見だけではなかつたかと思われる程の身分の卑しさ、原因となつたのだろう」と説かれた。

私には『後撰集』に撰者が自作詠を一首も採らなかつた理由は断じてこれだと言いつけるほどの考えはないし、またそもそも簡単に言い切れる性格のものではないであろう。おそらくは種々の要因が重なつてのことであろう。藤岡作太郎氏の言われるように、撰者たちが自らの実作歌人としての技倆が『古今集』撰者に比べて劣っていることを自覚していたためというのも一因であつたかも知れない。私は『後撰集』が未定稿であるとは必ずしも思わないが、たとえ未定稿であつたとしても、それが撰者詠がないことの直接的な理由になるとは限らないであろう(伝えられる『古今集』の撰集過程の例があるにしても『後撰集』の歌数等から考えてもその上に撰者詠を相当数加えるつもりがあつたとは思えない)。やはり藤岡忠美氏や片桐洋一氏が言われるように、撰者詠がないことには「撰集の方針とか撰者たちの意識裡になにか特別の意図がはたらいている」^(註25)である。藤岡氏は「撰者たち自身の内部にその原因はあつたのではないか」とされ、彼らの「職業歌人性のあり方のなかに原因がある」と抽象的な推察に留められたが、片桐氏はその原因を公的な歌、暗の歌を採らない方針であつたというところに求められ、根拠を具体的に示された。氏は「撰者を始め当代専門歌人の私家集は後撰集撰集にあつたての資料には用いられなかつたが、鏝の歌の中核をなす恋の部などに、歌語りなどの集成という形で集積されて来た資料の中におのずから存在していた選者みずからの歌や専門歌人の歌はそれを省くか作者の名を隠して収める他はなかつたのである」と説明されるのであるが、しかし、前述の佐藤高明氏が言われるように

天曆五年の時点で撰者たちがそれほど職業歌人として確固たる地位を築いていたかどうかは疑問であるし、『後撰集』が読み人知らずとし『元輔集』や『能宣集』に載せる歌が実際に彼らの歌であるかどうかも、河井謙治氏が誤かれたごとく、疑わしいものが多い。また、片桐氏が本来は作者名を明示して採られた歌は一首もないとされる平兼盛の歌も、藤岡忠美氏が説かれるように、はっきり二首は名を明らかにして採歌していると考えべきだと思うのである。

したがって、撰者たちは、他の専門歌人はともかく、自らの歌に限っては基本的に採歌しないという方針を立て、最初から自分たちの歌は撰集のための資料から一応除外していたと考えなければならぬであろうと思う。しかしながら、それは彼らが職業歌人であり、職業歌人は屏風歌や歌合歌など公的な歌しか詠まぬものであると認識していたため、私的な歌を採録するという『後撰集』の撰集方針からはずれるので除外したのだというには思えない。片桐氏の意見にはこの点でも従えない部分があるが、しかし氏の示された、『後撰集』の素材が「歌語りなどの集成という形で集積されて来た資料」であり、また「宮廷女房社会の打聞き——歌語り——が主であった」という観点には注目すべきであろう。私はこの点を最も重視したい。

すなわち『後撰集』は基本的な撰集意識として、当時宮廷社会に行なわれていた歌語りの集成という形で編まれたのである。歌語りとは本来私的な歌を中心とする逸話であるから、いきおい屏風歌や歌合歌のごとき公的な歌は排除される。撰者たちの歌を一首も含まないのもこれと同様の理由によるのであると思う。

つまり、自己は歌語りの主人公となりえないのである。撰者たる

彼らは、言わば歌語りの語り手である。久保木哲夫氏は、歌語りとは「ある面では歌に関するゴシップといってもよいもの」であり、「ゴシップというのは、そもそもある程度の狭さと、閉鎖性をもった社会で、一般的には好まれる傾向をもっている。話題の人物が語り手たちによって、お互いに共通の人物であること、しかも身近であればあるほど、関心を示す度合が強いという性格があるからである」との卓説を述べておられるが、いくら身近な人物であればあるほど歌語りの主人公になりやすいと言っても、語っている本人や語られる相手が主人公となることは、普通の場合まらずいである。歌語りとはあくまで第三者によってなされる歌に関する噂話なのである。したがって、撰者たちが歌語りを集める場合には、彼ら自身を主人公とする歌語りは収集の対象にならなかったであろうし、もし収集された資料の中に含まれていたとしても、それらは撰集の際には採用の対象外としたであろう。もしどうしても自分たちが関わる歌語りを採録したい場合には、詠み人知らずとして、あたかも自分たちの歌ではないかのようにとぼけてみせるしかなかったに違いない。

とにかく、自分自身がゴシップの主人公になり、自分でそれを堂々と伝えるということはない筈である。『後撰集』の撰者たちは歌語りを集めて歌集を編むという基本姿勢に徹したため、自分たちの歌を一首も採録しなかったであろう。このことだけが撰者詠のない理由のすべてだとは思わないが、重要な理由のひとつではあろうと私は思う。

『大和物語』に梨壺の五人が全く登場しないこともこれと同様の理由によると解釈できるのではないか。『大和物語』もやはり歌語り

の集成であり、むしろ『後撰集』に比べるとより純粹なものと云つてよく、久保木氏の言葉を借りれば「基本的には非常に素朴な段階のもので、ほとんど歌語りそのものと考えてよいもの」^(注2)なのである。当然作者自身は物語中には登場しないであろう。梨壺の五人自身を『大和物語』の作者に想定しうる可能性はこの点からも一層強くなると思われる。

ところで、先にも「彼らのうちのいずれかの人物」と述べたごとく、私は梨壺の五人全員がそのまま『大和物語』の作者であるとは考えていない。五人のうちの誰か一人が(少なくとも物語の前半部分、いわゆる第一部の完成までは)他のメンバーとは直接関わることなく作ったものであると思う。にもかかわらず五人全員を物語中に登場させなかったのは、『後撰集』の撰集姿勢をそのまま厳密に踏襲したいという、一種かたくなな意志をもつ何らかの事情があったためであると考えたい。

その事情とはいかなる事情か、また作者は梨壺の五人のうちの誰なのか、当然考察はそちらに進まなければならないがもはや紙数が尽きた。いずれ統稿によって愚説を開陳するつもりであるが、ここはひとまず問題提起にとどめておきたい。

〔注〕

1、樋口芳麻呂氏「『後撰集』の贈答歌」『三代集の研究』(小沢正夫氏編 昭五六 明治書院)所収。

2、藤岡忠美氏「古今集時代の意義」『解釈と鑑賞』昭三八・一。

のち『平安和歌史論——三代集の基調——』(昭四一 桜楓社)所収。

3、『大和物語の注釈と研究』(昭五六 武蔵野書院)五七六頁以下。

4、『校本大和物語とその研究』(昭二九 増補版昭四五 三省堂)四四頁。

5、次の六例である。(漢数字『大和物語』の段数、括弧内『後撰集』の歌番号)

三一(171)・五六(979・980)・五七(1173・1174)・九五(471)

・一三三(729)・一六〇(223・224)

6、次の五例である。

三一(171)・八一(606)・一〇九(1131)・一一九(1249)・一三九(852)

7、『日本歌学大系』第二卷(昭三一 風間書房)による。三一頁。

8、北村季吟古注釈集成5『大和物語抄』上卷(昭五二 新典社)による。一四頁。

9、『賀茂真淵全集』第一二巻所収。但し引用は旧版(明三七 吉川弘文館)に拠る。

10、日本古典全書『大和物語』(南波浩氏校注 昭三六 朝日新聞社)解説二八頁の引用文に拠る。尚、この付近の記述は多く南波氏の整理を参考にさせて戴いた。

11、『大和物語研究の現段階』『国語と国文学』昭五四・二。

12、『大和物語の成立年代について——天曆五年成立説への疑問——』『立正女子大学短期大学部研究紀要』第三集 昭四四・一二。

13、『大和物語成立考』『国語・国文』昭一〇・七。

14、その後、増淵氏は『大和物語』の成立年代再考」と題する

論文を発表され(『並木の里』第二二号 昭五六・一〇)、主として『後撰集』と『大和物語』の共通話の比較を通じて『大和物語』の天曆五年成立説を斥ける徴証を追加され、氏の持論を補強された。

15、前掲『大和物語の注釈と研究』五六八頁。但し、それより早く『平安文学研究』第六二輯(昭五四・一二)に「『大和物語』の形成」と題して発表。

16、注12に同じ。

17、同右。

18、「後撰和歌集成立考——梨壺を中心に——」『国語と国文学』昭三八・一〇。のち『王朝歌壇の研究 村上冷泉 桜楓社』所収。

19、塙選書『大和物語』(昭三七 塙書房)一五五頁。

20、『国文学全史平安朝篇』明三八刊。但し、引用は講談社学術文庫本(昭五二 講談社)に拠る。八五頁。

21、「後撰和歌集撰集考——撰者の詠歌逸脱について——」『国語と国文学』昭四二・一二。

22、「短歌史新講(四)・短歌復興の時代節——後撰集の種々相——」『短歌研究』昭一八・一。

23、「後撰和歌集の表現」『女子大文学』第一六号 昭三九・一。

24、「村上天皇と梨壺の五人」『和歌文学研究』第七号 昭三四・三。

25、藤岡忠美氏「後撰集の構造——その二、平兼盛と『梨壺の五人』とのちがいについて——」『国語国文研究』第二二号 昭三四

・二。のち前掲『平安和歌史論——三代集の基調——』所収。

26、同右論文。

27、注23に同じ。

28、「後撰集と元輔集・能宣集——撰者詠についての疑問——」日本大学『語文』第四四輯 昭五三・三。

29、注25に同じ。

30、「後撰和歌集の本性」『国語・国文』昭三一・五。

31、「大和物語と歌語り」鑑賞日本古典文学『伊勢物語・大和物語』(片桐洋一氏編 昭五〇 角川書店)所収。

32、同右論文。

(昭和五七年五月稿)

〔付記〕本稿は昭和五六年度提出の修士論文の一部を改稿したものである。本稿が成るまで終始懇切な御指導を賜った稲賀敬二先生に、記して厚く御礼申しあげます。

——広島大学大学院博士課程後期在学——